

厚生労働省の事務連絡の改正等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に関する配慮事項等についてお知らせします。



事務連絡
令和4年8月1日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について

7月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」及び「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」が決定されました。

また、同決定も受けて、7月30日には、「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（別添1）及び「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（別添2）の一部改正が行われました。

これらを踏まえ、全ての年代において、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、医療のひっ迫を回避し、医療機関や保健所等が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に関する下記の取扱いについて御配慮いただくようお願いいたします。

現在、学校は夏季休業中となりますが、趣旨を十分に御了知いただき、学校の教職員に感染が確認された場合の対応に当たって御留意いただくとともに、児童生徒等に感染が確認された場合の対応など、児童生徒等や保護者への周知方法も含めて、新学期に向けた検討に当たっても御参照ください。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定

都市を除く。) 区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

別添 2 事務連絡にもありますが、従前より文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（以下「学校衛生管理マニュアル」という。）においてお示ししているように、新型コロナウイルスへの感染が確認され、又は濃厚接触者として特定された教職員や児童生徒等が、療養期間又は待機期間を経て、学校に出勤、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。

ただし、抗原定性検査キットを用いた検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を自ら撮影した画像等で確認することは差し支えありません。

また、同様に、教職員や児童生徒等が新型コロナウイルスに感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関や保健所が発行する検査結果を証明する書類は必要ありませんので、医療のひっ迫を回避するためにこれらの取扱いへの御理解と御協力をお願いします。

※ やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、自ら撮影した検査結果を示す画像や My HER-SYS 等のシステムを通じて取得した療養証明書により確認すること

なお、別添 2 事務連絡の 2. ③及び 6. にあるように、症状が軽い又は無症状の方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることを可能としている自治体もあるため、地域の衛生主管部（局）と適切に連携し、当該地域における取扱いを確認するようお願いいたします。

2. 濃厚接触者の待機期間の見直しについて

先日7月25日付けの事務連絡でお知らせしたとおり、濃厚接触者の待機期間の見直しが行われ、具体的には、特定された濃厚接触者の待機期間が最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）とされるとともに、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は3日目から解除が可能とされました。

一方で、別添1事務連絡にもあるように、これらのいずれの場合においても、一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底をお願いします。

また、学校衛生管理マニュアルにおいては、濃厚接触者に特定されない場合であっても「感染者と会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者」について、出席停止の措置を取ることとしていますが、この点については、「食事の際に飛沫が飛ばないように、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える、といった従来からの対策が講じられていれば、給食時にマスクをせずに会話したことだけで、一律に出席停止の措置を取ることにはならない」との考え方を示しています。

今般の別添1事務連絡においても、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとる対象としては、「事業所等で感染者と接触があった者のうち、会話（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの」とされましたので、改めて御確認をお願いします。

(参考)

- ・ 社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040729.pdf
- ・ 病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040729_1.pdf

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)